

「新しい人権」について

Apr. 11, 2002

広島大学 阪本昌成

価値あるものを何であれ権利という名で呼ぶことによって、権利の重要性を論証しようとするることは危険である。

J・ラズ『権威としての法』268頁から。

I Human Right の意義

- (1) 公権であり、裁判所によってエンフォースされるとは限らない。
 - 私権との区別が重要。
 - 権利 right である以上、「正しき論拠ももった利益 interest」主張でなければならぬ。
- (2) 「国家／市民社会」「公的領域／私的領域」の区別が近代立憲主義を支えてきた。
 - 「公法／私法」の区別が重要だった。

《憲法典は、配分原理を組み入れている》とも言われる。
→ 近代立憲主義にとっては、「自由権」（国家に対する不作為請求権または妨害排除請求権）が Human Right の中核だった。

(3) 「人権」の私人間効力

学説（通説）：人権規定は、私人間を直接に統制しない。

判例：三菱樹脂事件における最高裁判決（最大判昭48・12・12 民集27・11・1536）＝
私人間の法的関係は、民法1、90条、不法行為に関する諸規定を適切に運用することによって法処理することが原則である。

II 日本国憲法第3章の「基本的人権」の種類

- (1) ドイツ的「社会的法治国家」思想の影響を受けて、「社会権」が憲法典に組み込まれた。
 - 「自由権／受益権／参政権／社会権」という区別が一般化した。
 - ところが、「新しい人権」は、どれに該当するか、曖昧となっている。
 - なぜか？

(2) 第3章は、基本権の典型例を列挙（例示）しているにとどまり、それ以外の基本的法益をも保障しようとしている。

「無名権」→社会的・経済的变化→個別名称をもつ「新しい人権」保障へ。

その保障の条文上の論拠の多くは、憲法13条の「幸福追求権」に求められている。

III 憲法13条の「幸福追求権」の理解のしかた

(1) 「人格的利益総体保障説」（通説・判例）

人権とは、「人の人間性（human nature）のゆえに無条件に保障される利益」である→人間性とは、人が人格的存在となりうることを言う→人格的生存にとって必要不可欠だ、という「重み」が具わっていてはじめて、列挙されていない利益も「人権」となりうる。

(2) 「一般的行為自由説」（有力説、ドイツにおける通説・判例）

人権は、人間が人格的であるが故に保障されるわけではなく、個々の場面において行動選択する自由を人々が包括的にもつべきだ、という思想を基調としている。

(3) いずれの説を探っても、具体的な明文保障規定が存在する場合には、それを論拠とし、明文不在の場合に「幸福追求権」を補充的に援用する。

IV 「新しい人権」

(1) プライバシーの権利

・古典的プライバシー（マス・メディア・プライバシー）

基本型：「宴のあと」事件 東京地判昭和39・9・28 下刑集15・9・2317

他人に知られたくない私生活について、むやみに侵入されたり、公表されない利益》をいう。

←私権として法処理すれば十分か？

・新しいプライバシー（コンピュータ・プライバシー）

基本型：抽象的権利としての「自己情報コントロール権」。

もっとも、いくつかの下級審判例は、「法令によって創設された権利である」と理解している。

(2) 肖像権

判例：最高裁判例（最大判昭44・12・24 刑集23・12・1625）。

承諾なしにみだりにその容ぼう・姿態等を撮影されない利益を「肖像権と称するかどうかは別として」、「私生活上の自由の一つとして」憲法13条の保障するところである。

(3) 自己決定権（人格的自律権）

人格利益総体保障説（通説）：人格的生存にとって必要不可欠な自己に関する事項につき、国家から干渉妨害を受けることなく、自ら決定する権利。

一般的行為自由説（有力説）：国家による干渉妨害を受けないで、自らの私的事柄について自ら決定する権利。

判例1：修徳高校パーマ退学訴訟における東京地判平3・6・21 判時1388・3 = 「一定の重要な私的事柄につき公権力から干渉されることなく自ら決定することができる権利」であり、憲法13条により保障されている。

判例2：「エホバの証人」輸血拒否訴訟における最3小判平12・2・29 民集54・2・582頁=宗教的信念に基づき輸血拒否の意思を明確にしていた患者に対して、医師が十分な説明をしないまま輸血したことは、患者の人格権を侵害する不法行為である。

(4) 「氏名権」または「氏名保持権」

判例1：図書館情報大学事件における東京地方裁判所（東京地判平5・11・19 判時1486・21）。「公務員の服務・勤務関係において旧姓を用いることは、人格的生存にとって不可欠なものとはいえない。」

判例2：「NHK日本語読み訴訟」における最高裁判決（最3小判昭和63・2・16 判時1266・9）=氏名は、人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴であって人格権の一内容を構成する。」

(5) 「環境権」

通説：「人間の人格的生存にとって必要不可欠な自然環境を享受する利益」は、13条（および25条）によって保障されている。

判例：「環境権」を承認した裁判例は、これまで存在しない。
なぜか？

(6) 「知る権利1」(対 政治部門)

通説：政治部門を名宛人とする「知る権利」(国民の側の積極的情報受領権、政治部門側の応答義務または作為義務)は、“市民自治実現の要請からして憲法21条によって保障されている抽象的権利である”。

判例：積極的情報受領権を承認した裁判例はない。

実務：「知る権利」は、多義的・曖昧である。政治部門の「説明責任」として立法化されればよい。その一例が「情報公開法」である。

(7) 「知る権利2」(対 マス・メディア)

有力説：“情報受容者としての地位にとどめおかれる市民は、一定要件のもとに、マス・メディアを利用する権利を保障されなければならない”“市民のメディア利用権があつてはじめて、メディア独占が破られて思想の自由市場は機能する”といった主張が出現してきた。これが、「マス・メディアに対するアクセス権」の名称のもとで説かれる新しい権利である。

通説：マス・メディアへのアクセス権を法認するとなると、メディアの変種の自由を侵害するおそれがある。

判例：サンケイ新聞事件に関する最高裁判決(最2小判昭62・4・24民集41・3・490)。裁判所が、私人間の紛争解決にあたって当事者に作為を命ずることがあるとしても、それは不作為を実効あらしめる限度においてだけである。

V 「新しい人権」の憲法典への組み入れ(明文化)のさいの留意点

(1)私的自治または市場における自発的取引に委ねうる論点について、あえて憲法的解決を図るとすれば、「人権のインフレ化」を招くだろう。

(2)私権または私法上の法処理が可能である場合には、あえて「基本的人権だ」と論ずる必要性は低い。

「環境権」然りである。

(3)私人間の法的問題に国家が介入するとなると、「統治の過剰」「社会の国家化」を招來するだろう。私人の一方に国家が荷担することは、他方の憲法上の自由を縮減することになるだろう。

(4) 私法上の処理ができないときには、法律を制定することによって解決することを、第一順位に考えればよい。

「環境保全のために排出権」のごとくに。

(5) 「新しい人権」を憲法保障するにあたっては、その権利が高優先性をもち、その外延と内包とが明確であって、相手方の憲法上の自由を不适当に制限しない、といった条件をクリアする必要がある。

(6) 私権であれ、公権であれ、それを主張するには、(A)相手方が特定可能であること、(B)相手方の責務の範囲が明確であること、を要する。